

子育て世帯への臨時特別給付

新型コロナウイルス感染症による影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、一定の条件を満たす子育て世帯へ子供たち1人当たり10万円相当を支給します。

対象

児童を養育している者の年収が960万円以上（注1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち（注2）

（注1）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

（注2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

支給内容

子供1人当たり10万円相当

	5万円の先行給付	追加の5万円相当の給付
概要	・子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給。	自治体の判断により、 ・先行分の5万円の給付と追加分の5万円相当のクーポンの給付、 ・先行分の5万円の給付と追加分の5万円の給付の組み合わせのほか、 ・年内の先行分の5万円の給付とあわせて10万円の現金を一括で給付する場合がある。
給付時期	・中学生以下の子供については、年内の給付を目指す。高校生についても可能な限り速やかに支給開始。	・市区町村ごとに準備が整い次第、給付。
実施主体	・市町村（特別区を含む）	



● 給付金の具体的な手続きは[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。

● お問合せについては、

コールセンターを設置しています。

0120-526-145

受付時間：午前9時から午後8時（土日祝を含む、12/29～1/3休）

